

## 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する 省令の一部を改正する省令案について

### 第 1. 概要

第 196 回通常国会において、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 41 号。以下「改正法」という。）が成立し、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度が創設されたところ、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部を改正する省令案（平成 30 年総務省令第 64 号）は、改正法による改正後の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成 17 年法律第 101 号。以下「法」という。）の規定に基づき、並びに法及び独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）を実施するため、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成 19 年総務省令第 98 号）の一部を改正するものである。

### 第 2. 内容

#### 一 不可欠な費用の額の算定方法 （第 11 条の 2 関係）

法第 18 条の 2 第 2 項第 1 号の総務省令で定める方法は、直近の郵便局ネットワークの維持の状況を基礎として、郵便局（日本郵便株式会社法（平成 17 年法律第 100 号）第 2 条第 4 項に規定する郵便局をいい、同法第 6 条第 2 項第 2 号に規定する日本郵便株式会社の営業所を含む。）又は簡易郵便局（簡易郵便局法（昭和 24 年法律第 213 号）第 7 条第 1 項に規定する簡易郵便局をいう。）の区分に応じ、所定の額を合計して算定する方法とすること。

#### 二 交付金の額等の認可申請 （第 11 条の 3 関係）

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）は、法第 18 条の 2 第 3 項の規定により交付金の額を算定し、当該交付金の額及び交付方法の認可を受けようとするときは、当該交付金の額及び当該交付方法を記載した申請書に所定の事項を記載した書類を添付して、当該交付金を交付する年度の前年度の 11 月末日までに総務大臣に提出しなければならないこと。

#### 三 拠出金の額の算定方法 （第 11 条の 4 関係）

法第 18 条の 3 第 2 項の総務省令で定める方法は、同項に規定する合計額を、所定の費用に相当する額ごとに、所定の方法により按分する方法とすること。

#### 四 拠出金の額等の認可の申請 (第 11 条の 5 関係)

機構は、法第 18 条の 3 第 3 項の規定により拠出金の額を算定し、当該拠出金の額及び徴収方法の認可を受けようとするときは、関連銀行（日本郵便株式会社法第 2 条第 2 項に規定する関連銀行をいう。）及び関連保険会社（同条第 3 項に規定する関連保険会社をいう。）からそれぞれ徴収する当該拠出金の額及び当該徴収方法を記載した申請書に所定の事項を記載した書類を添付して、当該拠出金を徴収する年度の前年度の 11 月末日までに総務大臣に提出しなければならないこと。

#### 五 端数計算 (第 11 条の 6 関係)

交付金又は拠出金の額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

#### 六 滞納処分 of 証明書 (第 11 条の 7 関係)

法第 18 条の 5 第 3 項の規定による滞納処分のため財産の差押えをするときは、差押えをする機構の職員は、その行為に関し正当な権限を有する者であることを示す証明書を提示しなければならないこと。

#### 七 延滞金の免除 (第 11 条の 8 関係)

法第 18 条の 5 第 5 項ただし書の総務省令で定める場合は、次のとおりとすること。

- 1 督促状に指定した期限までに拠出金を完納したとき。
- 2 災害その他拠出金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

#### 八 提出及び公表 (第 11 条の 9 関係)

- 1 法第 18 条の 6 の規定により日本郵便株式会社が提出する書類には、所定の事項を記載するものとし、当該書類は、各年度の 7 月末日までに機構に提出しなければならないこと。
- 2 日本郵便株式会社は、1 に規定する書類を機構に提出したときは、速やかに、当該書類をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

### 第 3. 施行期日等

#### 一 施行期日 (附則第 1 条関係)

この省令は、改正法の施行の日（平成 30 年 12 月 1 日）から施行すること。

#### 二 経過措置 (附則第 2 条関係)

所要の経過措置を設けること。